

論文

ソ連解体後のロシアにおける国民形成 — 「国家を形成する民族(государствообразующий народ)」概念をめぐる —

竹内 大樹

はじめに

2020年7月1日の「憲法修正¹」を契機として、ロシア連邦憲法上におけるロシア語の法的な位置付けが大きく変容した。修正前の憲法68条1項では「ロシア連邦全土における国家語は、ロシア語である」と規定され、ロシア語の連邦国家語としての地位が簡潔に表現されるに留まっていた。しかし、修正後の憲法68条1項では「ロシア連邦全土における国家語は、ロシア連邦の同権の諸民族の多民族的同盟(многонациональный союз равноправных народов Российской Федерации)に加入する、国家を形成する民族²の言語(язык государствообразующего народа)であるロシア語である」と定められており、ロシア語は「連邦国家語」に加えて、「国家を形成する民族の言語」としても規定されている。

この点につき、永綱憲悟や下斗米伸夫は「特定民族や言語の優越性の宣伝」を禁止する憲法29条2項違反の可能性を指摘している³。しかし、2020年3月16日に連邦憲法裁判所が公表した「意見(заключение)」では、修正憲法68条1項は、ロシア連邦がその継承者であるロシア国家の歴史的形成過程におけるロシア民族(русский народ)の役割の客観的認識に立脚する一方で、その他諸民族の尊厳を損なうものであるとは言えないため、主権者を「多民族からなる人民」と規定する憲法3条1項、民族帰属に基づく差別を禁止する憲法19条2項、さらには諸民族の同権と自決を定める憲法前文にも違反しないと判示されている⁴。

以上の連邦憲法裁判所による修正68条1項の解釈からは、2020年の憲法修正を契機とする国民概念の変容が読み取れる。つまり、ロシア民族を意味するとされる「国家を形成する民族」の特別な役割を強調する規定が連邦憲法に出現したことからは、国民に関する憲法上の原則である「多民族からなる人民」や「諸民族の同権」が、もはや「文字通りの諸民族平等」を意味していないことが窺われる。

そこで本稿では、ソ連解体後のロシアにおける国家建設過程を概観しつつ、1990年代から現在に至るまでの国民統合原理の変容を検討することを通じて、一見すると「諸民族平等」原則と矛盾すると考えられるような、ロシア民族の「国家形成的役割」に言及する規定が、2020年憲法修正を経て、連邦憲法上に置かれるに至った経緯につき明らかにする。

1. ロシアの「多民族連邦制」―「非対称な連邦制」

ロシアの民族/言語政策を論じるにあたっては、ロシアが「非対称な連邦制」を採用している点に注目する必要がある。ロシアの「非対称な連邦制」はソ連時代に端を発するが、このような複雑な形をとることになった理由は、塩川伸明が指摘するように、領土内に極度に多様な民族が存在し、その規模、歴史的経緯なども大きく異なるため、均質な国家構造をつくることが至難であったことに他ならない。それゆえに、ロシア以外のソ連構成共和国が「それぞれの基幹民族を中心とする国民国家」といった体裁をとっていた一方で、ロシア共和国は「ロシア民族の国民国家」ではなく「多民族連邦」として存在していた⁵。

溝口修平によると、ロシアの「非対称な連邦制」とは、「行政区画の多様性」と「連邦構成主体の非同権性」を意味するという⁶。前者は、「民族原理の連邦構成主体」と「地域原理の連邦構成主体」とが混在していることを指す。民族原理の連邦構成主体とは「共和国」「自治州」「自治管区」など主要な非ロシア系諸民族名称を冠した民族自治地域で、地域原理の連邦構成主体とは「州」「地方」など民族的ファクターと関係がない領土体である。他方で後者は、連邦構成主体ごとに権限が異なることを指す。1993年12月12日に制定された連邦憲法5条4項では、「連邦権力機関との関係においては、連邦構成主体は互いに同権である」と定められており、連邦憲法上は、共和国が独自の憲法（5条2項）や独自の国家語（68条2項）を制定できることを除くと、連邦構成主体の権限に大きな違いはない。しかし、1994年以降の権限区分条約締結を契機に、各連邦構成主体の権限の違いが大きくなり、「遠心化」が進んでいくことになる⁷。すなわち、90年代の国民形成は、とりわけ非ロシア系諸民族の自立化という政治的背景のもとで行われることになったのである。

そこで第2章では、中央―地方関係の「遠心化」の経緯を概観した上で、このような政治状況を背景に、どのようにエリツィンが国民を形成しようとしていたのか検討する。さらに、中央―地方関係と社会情勢の変化を考慮に入れつつ、第3章ではプーチンⅠ・Ⅱ期とメドヴェージェフ期、第4章ではプーチンⅢ・Ⅳ期における国民形成を分析する。

2. エリツィン期(1990-1999)

2-1. 中央―地方関係の「遠心化」

ロシアにおける中央―地方関係の「遠心化」は、ペレストロイカ時代の1990年6月12日に採択された「ロシア・ソヴィエト連邦共和国主権宣言（以下、主権宣言）」に端を発する。ペレストロイカ期の「主権宣言」は、各共和国法のソ連法に対する優位を定めるもので、1988年11月16日の「エストニア共和国主権宣言」に始まり、その後、徐々に他のソ連構成共和国にも波及していった。

ロシアの主権宣言では、その他のソ連構成諸国とは異なり、抽象的に「諸民族の自決権⁸」が宣言されるに留まり、同時に主権の担い手も「多民族からなる人民」と規定された⁹。さらに、主権宣言はロシア内部の非ロシア系自治共和国や自治州にまで広がり、そこではそれらの法がロ

シア法に優位することが謳われていた。他方で、チェチェン・イングーシ共和国では、1991年10月から11月にかけてソ連とロシアの双方からの分離独立を主張するドゥダーエフが権力を掌握し、チェチェン民族による独立運動が活発化していたが、ソ連からの独立に注力していた当時のロシア指導部は干渉しようとしなかった¹⁰。

このような状況の中、1990年6月に開始されていた新憲法の作成は、その過程で意見が対立し、暗礁に乗り上げていた¹¹。そこで、ロシア指導部は自治共和国に譲歩して、分離独立の動きを封じ込めるべく、1992年3月31日に連邦条約を採択した。これは連邦中央と連邦構成主体の関係を対等とし、合意によって権限を分割するという考え方に立脚していた¹²。形式面は、連邦政府が①共和国、②自治管区、自治州、③州、地方、特別市との間にそれぞれ条約を結ぶとされた一方で、共和国との間に結んだ条約においてのみ、「主権」が認められていた。それゆえに、スヴェルドロフスク州が「ウラル共和国」創設を宣言した点にも表れているように、「主権」を認められなかった「共和国」以外の連邦構成主体の不満を惹起することにつながった¹³。さらに、分離独立を主張していたチェチェン・イングーシ共和国と、対等な二国間条約を望んでいたタタルスタン共和国は不参加であった¹⁴。

その後、1993年12月12日に制定された連邦憲法では、憲法原則として「多民族からなる人民(многонациональный народ)」「諸民族の同権と自決(равноправие и самоопределение народов)」が採用された。同時に、民族原理と地域原理からなる行政区画の多様性は存置された一方で、連邦条約で承認されていた共和国の「主権」は否定され、「全ての連邦構成主体は連邦中央との関係において同権である」と規定された(5条1項)。これにより、溝口が指摘するように、「内部の統治形態については、共和国は他の連邦構成主体と区別されるが、連邦議会への代表は同数とするというように、『連邦権力機関との関係においては』各連邦構成主体は同権¹⁵」とされた。

以上のように、エリツィンが「連邦構成主体の同権化」に固執していた理由は、上記1992年連邦条約へのチェチェン・イングーシ共和国¹⁶とタタルスタン共和国の不参加といった、連邦内の遠心的傾向を押さえることで共和国の自立性や独自性に歯止めをかけ、連邦中央の優位を確立することを目指していたからである¹⁷。その一方で、独自に連邦中央とバイラテラルな交渉を続けていたタタルスタン共和国は、自らの特殊事情を考慮することを要求していた。この要求は7月草案に反映され、従来の憲法草案では連邦中央と連邦構成主体の権限区分の方法として、憲法と連邦条約のみが挙げられていたが、そこへ新たに「その他の管轄および権限の区分に関する条約」が追加された¹⁸。これにより、横手慎二が指摘するように、「連邦中央と連邦構成主体との間で権限分割に関する個別的な取り決めを結ぶことができるように」なり、「状況次第では、連邦中央は特定の構成体により良い待遇を与えることが可能になった¹⁹」のである。そこでエリツィンは、憲法11条3項に基づき1994年から1998年に連邦中央と各連邦構成主体との間で、個々に管轄事項や権限区分を定める権限区分条約を締結した。この過程では、共和国に加えて州や地方、自治管区も対象とされ、42の権限分割条約が成立したが、連邦中央はタタルスタン共和国、バシコルトスタン共和国、サハ共和国等、有力な7つの共和国に連邦憲法を逸脱した権限を認めた²⁰。

その後1999年になると、行き過ぎた分権化に歯止めをかけようとする動きが連邦中央で顕在化するようになった。そこでは、「連邦憲法と連邦法の優位」の原則に立脚しつつ、「連邦中央の連

邦構成主体に対する優位性の回復」の方向性が明確に打ち出されていた²¹。その一方で、「垂直的権力」強化による中央—地方関係の本格的な「求心化」は、2000年にプーチンが連邦大統領に就任した直後から実行に移されることになる。

2-2. 大統領教書演説（1994年）

上で見たように、憲法制定過程ではエリツィンにより連邦構成主体の同権化が追求されていた一方で、同時に民族原理と地域原理の双方からなる多様な行政区画が残され、さらに、タタルスタン共和国の要求が連邦憲法の制定過程に大きく反映された結果、却って連邦構成主体の不均質化が進展した。すなわち、連邦憲法上では全ての連邦構成主体が同権とされているにもかかわらず、有力な共和国に対して多くの譲歩がなされていたのである。

そこで、エリツィンは1994年2月24日の大統領教書演説²²において、民族原理の連邦構成主体と地域原理の連邦構成主体の共存が「歴史的に必要不可欠」であるとしつつも、両者の間に横たわる「矛盾」を解消する方法として、国民(нация, nation)を「市民権の共有(согражданство, co-citizenship)」として捉えることを提案している。さらに引き続いて、エリツィンは「共和国、地方、州における権力の源泉が、民族帰属から独立したそれらの全住民」で、「いかなる民族も、領土、統治機関、資源を排他的に支配する権利を有さない」ことにも言及しており、主権の担い手が「個々の民族集団」ではなく、「多様な民族から構成される人民」であることを強調している。エリツィンは、多様な民族への帰属を前提としつつも、同時に、「ロシア連邦」という主権国家に帰属する主体として、国民を創造しようとしていたのである。

以上のエリツィンによる国民概念は、民族学者であるワレリー・ティシュコフの影響を大きく受けている。ティシュコフは、市民的原理に基づく国家共同体の建設を主張しつつ、国民同士を結びつける紐帯として、自国への帰属心や忠誠心に立脚したナショナル・アイデンティティを形成する重要性を説いている。ティシュコフによると、多様な民族を包摂する「市民的ネイション(гражданская нация)」の形成過程では、領域的自治や民族文化的自治など内的自決を通じた諸民族の支援に加えて、文化的、歴史的、政治的、その他の価値を共有することで、国家的一体性を担保することが求められているという²³。

ティシュコフは、ロシアの国家建設過程においても「市民的ネイション」の形成が目指されるべきであるとして、「ロシア・ネイション(российская нация)」を提唱する。ロシア語には「ロシアの」を意味する形容詞として«русский, russkii」と«российский, rossiskii」があるが、前者はロシア民族という特定民族と結び付けられたエスニックな意味を有する一方で、後者は特定のエスニシティではなく国家と関連づけられている。ティシュコフが主張する「ロシア・ネイション」も、ロシアの諸民族の多様なアイデンティティと両立可能な、「超エトノス・アイデンティティ(надэтническая идентичность)」として定義される²⁴。

ここで問題となるのは、「市民的ネイション」としての「ロシア・ネイション」を形成する際に、何に基づいて「多様な民族から構成される人民」が統合されるのかということである。ティシュコフは、国家は一般的に人口的・文化的に支配的地位を占める一つの民族集団とその他少数派民族集団から構成され、そこでは多くの場合、多数派文化に有利な同化プロセスが存在することを

指摘する。その上で、ロシア民族が全人口の80%を占めるロシアでは、ロシア語とロシア民族文化(русская культура)が多数派文化の地位にあるとしている²⁵。ティシュコフが構想する「ロシア・ネーション」は、非ロシア系諸民族の自立化を背景に個人の民族への帰属意識を相対化し、国家への帰属意識を醸成する端緒となった。

2-3. 国民統合原理の策定① — 「国家民族政策のコンセプト」(1996年)

ところで、国家の民族政策に関する基本原則の定立に向けた動きは、ソ連解体直後から連邦中央で存在していた。1992年には、当時の連邦立法機関であったロシア連邦人民代議員大会に設置されていた民族政策委員会で、「国家民族政策のコンセプト」の検討が開始された。その過程では、当時同委員会議長であったティシュコフにより、既存の民族的領土原理による内的自決に加えて民族的文化自治を新たな自決の一形態として導入するという考え方が主張されていた。これは、民族分布が既存の民族的領土体の境界と一致していない点を考慮しつつ、民族政策の力点を民族的領土原理から民族的文化自治原理に移動させることを意味するとされた²⁶。その一方で、属人的な民族的文化自治の導入は、民族自決権に依拠した領域的自治を主張していたマルクス・レーニン主義民族論者に加えて、当時「主権」に固執し、共和国を通じて政治的、経済的な既得権益を築こうとしていた有力な非ロシア系諸民族によっても共和国廃止の試みとして解釈された²⁷。その結果、「国家民族政策のコンセプト」の採択に至るまでに多くの時間を要することになり、大統領令²⁸により承認されたのは、連邦中央と有力な共和国の間で権限区分条約が締結され、当該共和国における基幹民族の政治的、経済的権益が確立された後の1996年6月15日であった²⁹。

1996年「国家民族政策のコンセプト」は、「ロシア国民(граждане России)の平等」、「諸民族の同権」、「連邦構成主体の同権」といった諸原則を確認する一方で、ロシア民族やロシア語の特別な役割を強調する規定を有している。第一に、ロシア民族に関しては「多民族国家ロシアにおけるロシア民族の統合的役割」に加えて、「国内の民族関係は、ロシア国家の支柱たるロシア民族の民族的充足感(национальное самочувствие)により確定される」こと、そして「ロシア民族のニーズと利益は、連邦および地域のプログラムに完全に反映され、共和国を含む自治単位における政治、経済、文化的側面で常に考慮されなければならない」ことが示されている。第二に、ロシア語に関しては「ロシアの文化的・言語的多様性におけるロシア語の統合的役割」が規定されている。

第一の点は、一見すると「諸民族の同権」と矛盾しているように思われるが、同時に「圧倒的多数の諸民族は、何世紀にもわたってロシアの領土内で民族共同体として発展してきたのであり、その意味でロシアの国家形成に歴史的な役割を果たしてきた先住民族である」と規定されている点にも注目する必要がある。つまり、ティシュコフが指摘するように、ロシア民族のみならず非ロシア系諸民族も「国家を形成する民族(государствообразующие народы)」とされていることから、ロシア民族に対して特別な地位を認めたものとは考えにくい³⁰。さらに、国内の民族関係におけるロシア民族の決定的役割への言及に関しては、彼らが共和国にも多数居住しており、特に、ソ連解体前後に民族色を強めたチェチェン共和国から多くのロシア民族が移住を強いられたこと³¹を考慮すると、共和国の基幹民族への一種の牽制であったと考えられる。

第二の点は、国民統合の観点から正当化可能であろう。ここではロシア語の「民族間交流語」

としての役割が強調されているにすぎず、エスニックな意味合いは持たされていない。つまり、ティシュコフが主張するように、連邦国家語であるロシア語を通じて、全てのロシア国民が民族に関係なく、ロシアの全ての公的空間で社会的機会と政治的権利を完全に実現することを念頭に置いた規定である³²と言える。

2-4. 国内パスポートの民族帰属欄の廃止（1997年）

「ロシア・ネイション」の形成に関してさらに注目すべきなのは、国内パスポートの民族帰属欄の廃止である。ソ連時代の1932年に、民族の移動および教育、職業の管理を可能とするべく導入されて以降、ロシアは国内パスポート制度をとっている³³。国内パスポートには民族帰属を記す箇所があり、全てのソ連/ロシア国民は両親が属する民族のうち一方を自身が帰属する民族として選択する必要があった。このようなソ連時代に由来する個人の民族帰属を絶対視する発想は、「市民的ネイション」としての「ロシア・ネイション」を建設しようとする立場から批判された。その急先鋒であったのは、ティシュコフであった。

国民が、市民権の共有により結びつけられることを強調するティシュコフは、民族帰属に応じて国民を厳格に分類することで、全市民的アイデンティティ(общегражданская идентичность)や国家への忠誠心(лояльность)が弱められ、国民内部での差別や対立を引き起こす要因となりうることを指摘する。そのうえで、国内パスポートの民族帰属欄廃止により、諸民族に対して保障される集団的権利が否定されることはない³⁴と強調している。

ここで問題となるのは、「各人は、自らの民族的帰属を自由に決定し、表明することができる」と定める連邦憲法26条1項との整合性である。一見すると、国内パスポートの民族帰属欄の廃止は、連邦憲法で保障される「民族帰属を自由に表明することができる権利」を不当に侵害するように思われる。しかし、ここで注目すべきは、連邦憲法は当該権利をどのように、どのような形で行使できるかについて規定していないということである。つまり、連邦憲法裁判所が主張するように、連邦憲法26条1項は、「本人の要請に応じて、本人が選択した任意の公文書の形式により民族帰属を記載する義務を、公的機関に対して負わせるものではない」と解釈しうることになる³⁵。

そこで、エリツィンは1997年3月13日に大統領令³⁶を発し、従来ロシア国民の身分証明書として通用していたソ連パスポートに代わり、新たにロシア連邦パスポートを発行することを連邦政府に指示した。その後、1997年7月8日の連邦政府決定³⁷により、2005年12月31日までにソ連パスポートから新しいパスポートへと切り替えられることが定められ、同時に国内パスポートの民族帰属欄が廃止された。この過程ではタタルスタン共和国とバシコルトスタン共和国が反対の姿勢を見せていた³⁸が、それを押し切る形で行われた。

3. プーチンⅠ・Ⅱ期（2000-2008）、メドヴェージェフ期（2008-2012）

3-1. 「プーチン時代」の国民統合原理 —論文「一千年を迎えたロシア」（1999年）

プーチンは、大統領選挙前の1999年12月30日に「独立新聞」へ寄稿した論文「一千年を迎えたロシア«Россия на рубеже тысячелетий»³⁹」では、ロシアが直面している課題として、①「全ロシ

ア的理念(российская идея)の強化)、②「強力な国家(сильное государство)の建設」、③「効果的な経済(эффективная экономика)の構築」を挙げている。

まず、①につきプーチンは、社会全体での自発的な同意に基づいた「圧倒的多数のロシア国民にとって望ましい、魅力的な目標や価値観、発展路線」の欠如により、90年代には国家の改革が遅々として進まなかったとする。そこで、「大国性(державность)」「国家中心主義(государственничество)」「社会的連帯(социальная солидарность)」といった、「ロシア国民(россияне)の原初的かつ伝統的な価値観」に依拠する「愛国主義(патриотизм)」を新たな統合原理とすることを提唱している。次に、②につきプーチンは、国家権力や統治機関の脆弱さゆえに、国家による様々な政策の機能不全が起きていると指摘している。つまり民主的かつ法律に基づいた強力な連邦国家を建設するためには、連邦憲法、連邦法に違反する連邦構成主体法の改正に加えて、中央集権化が必要であるという。

プーチンは、1期目と2期目(2000年-2008年)では、②と③に優先的に取り組んだ。その結果、90年代に停滞していたロシア経済が回復傾向を見せていくと同時に、包括的な再集権化も進められた⁴⁰。他方で①につき、プーチンは1期目に「愛国主義政策」を開始した一方で、国民統合の指針については、エリツィン時代の1996年に定められたものを踏襲していた。その後メドヴェージェフ期を経て2012年に再び連邦大統領に復帰すると、プーチンは、新たな国民統合の指針の策定とナショナル・アイデンティティの強化に着手した。

3-2. 中央—地方関係の「求心化」(2000年—)

プーチンは大統領就任直後より、連邦中央—連邦構成主体間での垂直的権力の樹立を目指した連邦制改革を進めていった⁴¹。その過程では、連邦構成主体での大統領や連邦政府による決定の履行状況の監督を目的とする「連邦管区大統領全権代表」の設置(2000年5月13日)に始まり、連邦憲法、連邦法違反の連邦構成主体法を是正しない連邦構成主体首長の、連邦大統領による解任(同年7月29日)、そして連邦構成主体首長と議会議長の上院議員との兼職禁止(同年8月5日)が定められた。さらに、北オセチア共和国で発生したベスラン市学校占拠事件を契機として、2004年12月11日には連邦構成主体首長の公選制が廃止され、連邦大統領により推薦された候補者を地方議会が承認するという、連邦大統領による事実上の任命制へと変化した⁴²。

他方で、1994年から1998年にかけて連邦中央と多くの連邦構成主体との間で結ばれた権限区分条約については、連邦憲法や連邦法との矛盾が厳しく指摘されるようになるにつれて、多くの連邦構成主体が自主的に権限区分条約廃止に向けて動き出した⁴³。同時に、いくつかの連邦構成主体は連邦憲法と連邦法に合致した新たな権限区分条約の締結を目指して連邦中央と交渉を開始したが、2007年にそれを成し遂げたタタルスタン共和国を除き全て不調に終わった⁴⁴。しかし、その新しい権限区分条約も、タタルスタン共和国が連邦中央との条約延長交渉を断念したことで、期限を迎えた2017年8月11日に失効した⁴⁵。

3-3. 愛国主義政策(2001年—)

上で検討した1999年末の論文でも述べられているように、プーチンは「愛国主義」に基づく国

民統合を打ち出している。その一環として、青年層の愛国心を高揚させ、90年代に問題となっていた徴兵忌避にも対処するべく、愛国主義教育が行われている⁴⁶。そこでは、「ロシア連邦国民の愛国主義教育に関する国家プログラム」が2001年—2005年、2006年—2010年、2011年—2015年、2016年—2020年の計4回にわたって実施されており、2021年からは、「教育(образование)」というプロジェクトの一部として継続されている。

この教育プログラムは、ヴァレリエ・スパーリングが「軍事愛国主義」と定義づけているように⁴⁷、ソ連の偉業、とりわけ大祖国戦争(великая отечественная война)⁴⁸における勝利、さらには当時指導者であったスターリンの肯定的な側面を強調することによって、シヴィックなナショナル・アイデンティティの形成、ひいては多様な民族からなる国民の統合を図ろうとするものである⁴⁹。さらに、同様のプログラムは共和国レベルでも実施されており、過去に遠心化し民族色を強めていた共和国において「ロシア国民」意識を定着させることが目指されている⁵⁰。この点につき西山美久は、タタルスタン共和国では2010年現在、自身を「ロシア国民」と認識する住民が10年前と比べておよそ倍増しているとする調査結果を示しながら、「愛国の名の下に少数民族を統合させ、『一体不可分のロシア』を作り上げてきたプーチンの政策が成功を収めたと言えなくもない」と総括している⁵¹。確かに愛国主義政策は、特定の民族主義に基づかないという点で、1994年以来続けられている「ロシア・ネイション」建設プロジェクトの趣旨と合致していることから、ロシアにおける国家建設過程で重要な役割を果たしてきたとすることができる。

その一方で、中村裕が指摘するように、「ロシア・ネイション」の建設過程では非ロシア系諸民族が自民族の言語や文化の存続に対して危機感を抱いている一方で、同時にロシア民族主義者も民族アイデンティティが抑圧されているとして強い不満を募らせていることにも注目する必要がある。つまり、前者は国家建設過程におけるロシア語やロシア民族文化の影響力を脅威とみなしている一方で、後者は国内で圧倒的多数を占めるロシア民族の利益が国家によって無視され続けてきたと主張しているのである⁵²。この問題への対処はプーチンが連邦大統領の座に返り咲いた2012年以降に行われることになるが、その過程では、2010年以降、急速に広がりを見せているロシア民族主義の影響が反映されている。

3-4. ロシア民族主義の急拡大 (2010年—)

ソ連解体後のロシアにおける民族主義の動向について、政治学者のエミール・パインは「エスノポリティクスの振り子(этнополитический маятник)」という枠組みを用いて説明している⁵³。1990年代前半には非ロシア系諸民族の民族意識が高まり共和国の遠心化が進展した一方で、1994年以降の権限区分条約締結を境に、共和国の民族主義的な動きは現地住民の支持を失い衰退していった⁵⁴。その後1990年代末期になると、代わってロシア民族主義が台頭するようになる。ロシア民族は、歴史的にロシア帝国やソ連という国家に自らのアイデンティティを求めていたことに加えて、領土内に散らばって居住してきたこともあり、非ロシア系諸民族と対照的にソ連解体後の民族意識の形成に時間を要することになったのである⁵⁵。

さらにパインは、エリツィンとプーチンの民族政策の差異についても指摘しており、前者ではソ連時代の否定的評価に立脚しつつ諸民族への譲歩が行われていた一方で、後者ではソ連時代の

肯定的評価とエリツイン期の否定的評価が支配的地位を占めるようになったとする。そのためロシア民族は、非ロシア系諸民族がソ連解体後の混乱の中で不当な特権を与えられていたと考えるようになり、彼らに対して不満を抱くようになったのである⁵⁶。これはパインが様々な調査結果を元に明らかにしているように、「ロシアはロシア民族のために(Россия – для русских)」というスローガンを支持する者や街頭に繰り出すネオナチが1998年から2002年の5年間で増加した点に表れている⁵⁷。他方で、渋谷も指摘するように、プーチン1期目での第二次チェチェン紛争も、イスラム教を信仰するカフカースや中央アジア出身者に対する差別感情を助長したと考えられる⁵⁸。

以上のような2000年代初頭のロシア民族主義の台頭に対して、連邦中央は当初、積極的な行動を起こしていなかった。その要因としてヘルジ・ブラキスラッドは、「クレムリンは公式にはシヴィックな愛国主義を推進する一方で、ロシア民族主義的な感情を利用しつつ、プーチンが掲げる偉大なロシアのヴィジョンを実現する可能性を認識していた」ことを挙げている⁵⁹。当時は、官製青年組織「ナーシ⁶⁰」のような比較的穏健な愛国主義運動から、スキンヘッドやネオナチを含む、様々なロシア民族主義集団を集めて毎年開催される「ロシアン・マーチ」など、より過激な民族主義的表現まで容認されていたのである⁶¹。

しかし、2010年にモスクワ中心部のマネージ広場で「アンチ・カフカース」を主張する大規模な暴動が発生したことを契機に、連邦中央は対応の変更を迫られた。2011年には「不法移民反対」を唱える民族主義団体が「過激主義団体」として禁止されるなど、過激な民族主義的表現の取締りが開始された⁶²。その一方で、ブラキスラッドが強調するように、2011年下院の選挙期間ではロシア民族主義と反政府運動が結びつき、「ソ連解体後最大の反政府運動であっただけではなく、イデオロギーの違いを超えた協力関係の突破口となった」点に注目する必要がある⁶³。反政府運動の大きな要因としては、ポール・チャイスティーとステファン・ホワイトフィールドが指摘するように、メドヴェージェフが連邦大統領に就任した直後の2008年から2009年にロシアを襲った金融危機が挙げられる。金融危機を経てロシアの経済成長が鈍化した結果、プーチンによる2000年から2008年の2期にわたる政権維持を可能ならしめていた経済近代化プログラムの魅力が失われ、プーチン時代の負の側面である汚職や政治的権力の過度の集権化に批判が集まるようになった。同時に、新自由主義、グローバル化、欧米流経済発展モデルへの支持も衰退し、過去20年間におけるロシアの国家的屈辱の要因が、西側諸国にあるとみなされるようになった⁶⁴。

さらに、チャイスティーとホワイトフィールドが2012年大統領選挙の一週間後にロシア国民1200名を対象として行った調査によると、約半数ほどがプーチンの復帰反対を理由に2011年の反政府運動を支持しており、彼らはモスクワやサンクトペテルブルクなど大都市に集中していたという。しかし、彼らは政治体制の変革は望んでおらず、むしろロシアの抱える諸問題に対する権威主義的解決策を支持する傾向や、強いロシア民族主義の主張を持つ傾向にあることが明らかになったという⁶⁵。このような背景からプーチンは、2012年の大統領選挙期間で、ロシア民族主義の一部要素を公的な言説へと取り入れることになる。

4. プーチンⅢ期・Ⅳ期 (2012-)

4-1. 国民統合理念のコペルニクスの転回 一論文「ロシア：民族問題」(2012年)

2012年大統領選挙を控えたプーチンが同年1月23日付「独立新聞」に寄せた論文「ロシア：民族問題(Россия: национальный вопрос)⁶⁶」は、従来の民族政策からの転換点としてみなすことができる。冒頭でプーチンは、ロシアにおいても民族や宗教間での対立が深刻であるとする認識を示しつつ、その要因を「民族大移動(великое переселение народов)」と呼ばれる移民の流入に求めている。その上で、同化を通じた統合を否定する「多文化主義」は、少数派の差異の権利を絶対化することで、移民受け入れ国の社会に対する市民的、文化的義務とのバランスを十分にとることに失敗しており、さらには同化のみならず適応(адаптироваться)も拒否することから、受け入れ国の社会での排外主義を高めているという。

以上のプーチンによる「多文化主義」批判は、彼が「もっぱら民族アイデンティティに基づき歴史的に形成された国家」といった否定的ニュアンスを込めて定義する「国民国家モデル(модель национального государства)」の危機に立脚しており、プーチンはロシア国家をその対極に位置づけている。プーチンによると、ロシアは「民族国家(этническое государство)」ではなく、同様にアメリカのような移民から構成される「人種のるつぼ(плавильный котел)」でもない、何世紀にもわたって歴史的に発展してきた「多民族国家(многонациональное государство)」であるという。

ここで注目すべきなのは、プーチンがロシアと一般的な国民国家との違いをどのように捉えているのかという点である。プーチンは、20世紀前半のロシアの保守思想家であるイヴァン・イリインの主張を引用しつつ、ロシアでは共通の文化と価値観に立脚する唯一無二な文明(уникальная цивилизация)が歴史的に形成されており、ロシア民族とロシア民族文化がその統合的役割を担っているという。さらにロシア民族は、少数派民族(нацменьы)が存在しない「文明国家(государство-цивилизация)」に非ロシア系諸民族を包摂する任務を歴史的に負っており、その意味で「国家を形成する民族(государствообразующий народ)」であるという。すなわちプーチンによると、一般的な国民国家では、多数派民族の民族アイデンティティへの統合が行われており、その対象となる少数派民族は「他者(чужой)」と認識されている一方で、文明国家であるロシアでは、ロシア民族文化を核とする「文明アイデンティティ(цивилизационная идентичность)」が民族帰属と関係なく歴史的に共有されているため、非ロシア系諸民族は「他者=少数派民族」ではなく、「我々(свой)」であるという。

「文明アイデンティティ」がロシアの全ての民族によってア・プリオリに共有されているとする考え方は、渋谷が主張するように、ロシア社会における非ロシア系諸民族の「ゲッター化」を防止することで、ソ連解体の契機となったベレストロイカに始まる分離主義が吹き荒れた90年代の二の轍を踏まないための予防策であると考えられる⁶⁷。その一方で、オレク・ネメンスキーが指摘するように、これはロシア民族文化に基づく全面的な文化的一元化を通じた「少数派」民族の同化を肯定したものだとも解しうる⁶⁸。つまり、ロシアでは全ての民族が同一の「文明アイデンティティ」を歴史的に共有し、平等に承認されてきたとする主張は、裏を返せば、非ロシア系諸民族が差異の主張を展開させうる余地を限りなく最小化することに繋がり、ひいては、多民族連邦制での民族原理に基づく共和国の存在をも危うくする可能性があるということになる。

いずれにせよ、以上からは1994年以来続けられてきた「ロシア・ネーション」建設と明確に異なる路線がとられていることがわかる。なぜなら、90年代以降ティシュコフが提唱してきた『『市民的ネーション』としての『ロシア・ネーション』』は、同様に多数派民族であるロシア民族の文化に基づく統合に立脚している一方で、ロシア民族と「少数派」である非ロシア系諸民族とのせめぎ合いを念頭に置いているからである。これによると、非ロシア系諸民族の主流社会への統合の際に、彼らが独自の民族文化アイデンティティを有している点が強調されるため、「少数派」の差異の権利は積極的に承認されることになる。

他方で、以上のような「国民統合理念のコペルニクスの転回」は、西欧流「多文化主義」の影響を受けた統合理念と距離を置くことに留まらず、ブラキスラッドが指摘するようにロシア民族主義の主張の一部が政府にとってより好ましい形に再解釈された上で、公式見解に取り入れられたことも意味する⁶⁹。すなわち、国家形成過程におけるロシア民族の歴史的役割を強調する「多民族的文明(политэтническая цивилизация)」概念は、非ロシア系諸民族に対する「少数派」の差異の権利の保障に消極的である一方で、彼らを「我々」から排除しない点で、「ロシア民族のための国家」を主張するロシア民族主義者と、それらに対抗し文化的独自性の承認を求める非ロシア系諸民族との間でバランスをとったものと言える。

4-2. 国民統合原理の策定② — 「国家民族政策の戦略」(2012年)

以上の国民統合理念の変容は、プーチンが連邦大統領に再選された後、1996年「国家民族政策のコンセプト」を全面的に改訂したものととして、2012年12月19日大統領令で新たに定められた「国家民族政策の戦略(以下、「戦略」)⁷⁰」に大きく反映されることになった。この策定過程にも関与したティシュコフは、自身の論文の中で、自身がかねてより主張してきた「ロシア・ネーション」が公式文書で初めて明文化された点を強調している⁷¹。

「戦略」では、「ロシア・ネーション」は、連邦憲法上の「主権者=国民」概念である「多民族からなる人民」の同義語として定義され(第1章の8)、「ロシア・ネーション」の成果である「住民の民族構成と宗教の多様性、異文化異宗教間交流の歴史的経験、領土内に住む諸民族の伝統の保全と発展」が、ロシアの国家的一体性を強化する役割を担っていることが謳われている。(第2章の12)。

その一方で、第2章の11では、ロシア民族の統合的役割に加えて、「現代ロシア国家は、ロシア民族文化とロシア語そしてロシアの諸民族の歴史的文化的遺産に基づく単一の文化的(文明的)規範(единый культурный (цивилизационный) код)によって結びつけられており、その特徴は真理と正義に対する独自の考え方、ロシアに居住する諸民族独自の伝統への敬意、および諸民族の最良の成果を単一の全ロシア的文化的(общая российская культура)に統合する能力により特徴づけられる」と規定されている。つまり、「戦略」では、前掲プーチン論文で相容れないものとされた「国民国家(государство-нация)」と「文明国家(государство-цивилизация)」が同列に扱われている。この点につきティシュコフは、世界的に重要な歴史的文化的遺産を有する中国、インド、アメリカが、「国民国家」であると同時に「文明」としても存立してきたと指摘した上で、「戦略」は「ロシアの国家体制、ロシア民族、そして世界的意義を有するロシア民族文化を評価する上で、二つ

の概念の間に一貫したバランスを見出している」と擁護している⁷²。ティシュコフによると、「文明アプローチ」においても、文化的多様性の尊重が謳われており、シヴィックな外観が失われていないことから、一貫して「市民的ネイション」としての「ロシア・ネイション」形成が目指されているということなのであろう。しかし、「文明アプローチ」において念頭に置かれている「ロシア・ネイション」は、極めて同質性の高い文化的共通性を前提としている点で、従来の「ロシア・ネイション」と同一視することはできない。この点は、2018年の「戦略」の改正を経て、より前面に押し出されることになる。

他方で、前掲プーチン論文での「ロシア民族＝国家を形成する民族」という記述は「戦略」には反映されておらず、その代わりに、諸民族の結合体として形成されたロシア国家の「国家構造を形成する核心(системообразующее ядро)」という控えめな表現が用いられている。ティシュコフはその理由として、「戦略」の審議過程においてロシア民族を「国家を形成する民族」として定義することが連邦憲法に違反すると判断された点を挙げている⁷³。

4-3. 国民統合原理の策定③ — 「国家民族政策の戦略」の改正（2018年）

その後、2016年10月31日にアストラハンで行われた連邦大統領付属民族関係評議会の会議では、プーチンはロシアのナショナル・アイデンティティの形成に関する諸問題を指摘していた。プーチンは、昨今の世界では伝統的な価値観が損なわれ民族間や宗教間での不和や対立が助長されているという認識を示した上で、ロシアがその傾向に抗うためには共通の価値観や伝統、偉大なロシア民族文化とロシア語を核とする国民の社会的・精神的な団結が必要であるとする。プーチンによると、近年のロシアでは民族帰属に関わらずロシア国民意識を持つ者が増加しておりロシアのナショナル・アイデンティティが着実に育ちつつあるが、それをさらに強化するための各種措置を講じる必要があるという⁷⁴。

加えてそこでは、前連邦民族問題担当相のヴェチェスラフ・ミハイロフが2012年「戦略」の趣旨に基づく「ロシア・ネイションと民族間関係の管理について(О российской нации и управлении межэтническими отношениями)」の制定を提案しており、プーチンによる承認も得ていた。しかしその後、法案審議過程において議論が紛糾したこともあり、立法化には至らなかった。そこで、2017年12月22日に開催された「戦略」5周年を記念する会議では、当面立法作業を延期する代わりに、「戦略」を改正することが取り決められた⁷⁵。

「戦略」の改正案は、2018年10月26日にハンティ・マンシ自治管区－ユグラのハンティ・マンシスクで開催された連邦大統領付属民族関係評議会の会議で承認され、2018年12月6日の大統領令⁷⁶により施行された。改正「戦略」では、文化的多様性の維持発展よりも「ロシア・ネイション」の強化に対して力点が置かれている。総則規定である第1章の5では、民族政策での優先事項が列挙されているが、改正前は第一に「ロシア連邦諸民族の文化と言語の維持発展、およびその精神的共同体の強化」が挙げられていた一方で、改正後は「市民的団結、市民意識の強化、ロシア連邦の多民族からなる人民（ロシア・ネイション）の独自性の維持」に取って代わられており、同時に「連邦国家語であるロシア語の保護」を謳った規定も登場した。他方で、改正後の第2章の11では、ロシア民族が統合的役割を果たす「ロシア・ネイション」を形成する諸価値とし

て、愛国主義、祖国への奉仕、家族、集団主義といった全ロシア的な伝統的価値観が強調されている一方で、新たに追加された11の1では、「文明的規範」への言及に加えて、全ロシア的市民アイデンティティ(общероссийская гражданская идентичность)が、「ロシア連邦に居住する全ての民族に固有の(присущая всем народам, населяющим Российскую Федерацию)ロシア民族文化の支配的地位の維持」に立脚することも述べられている。これにより、「戦略」で規定される「全ロシア的市民アイデンティティ」は、ロシア民族文化が全ての民族によって歴史的に受容されてきたことを前提とする点で、前掲プーチン論文で主張されていた「文明アイデンティティ」を意味することが明らかとなった。かくして、「ロシア・ネーション」内部における文化的同質性とロシア民族文化の役割は、より一層強化されることになったのである。

その一方で、2018年「戦略」改正を経ても、ロシア民族の「国家形成的役割」については依然として明文化されていない。その理由としては、先に触れたように、連邦憲法違反が問題視されたものと考えられる。そこで、2020年憲法修正では、本稿の冒頭で述べた憲法68条1項の修正が行われることになる。

4-5. プーチン時代の国民統合原理の完成？ —2020年憲法修正

2020年憲法修正プロセスは、2020年1月15日大統領教書で改憲7項目が提示されたのを皮切りに、非常に迅速に行われた⁷⁷。そこでは当初、国際法および条約、国際機関決定に対する憲法優位を謳った主権の強化に加えて、政治家による他国の永住権所持の禁止、そして治安機関と裁判所に対する大統領権限の強化などが挙げられていたに過ぎず、ナショナル・アイデンティティに踏み込んだ憲法修正は企図されていなかった。しかし、これらの基本概念を記した修正第一草案が2020年1月20日に下院へと提出され同23日に可決されると、にわかには雲行きが怪しくなった。永綱によると、修正第一草案の審議は主として下院で行われていた一方で、下院での第二読会に至るプロセスでは議論のとりまとめが下院ではなく大統領諮問機関である院外の作業部会で行われ、そこでは主に保守愛国的性格の規定案が取り上げられていたという⁷⁸。さらに、この作業部会で共同議長を務めていたうちの一人で、連邦政府付属比較法研究所所長であるタリア・ハブリエヴァは、2019年5月14日に憲法裁判所で行われた会合において、「法律家、哲学者、社会科学者を集めて、ロシア連邦国民に遺伝的に内在する価値観(генетически присущие российскому народу ценности)であり、そのアイデンティティの基礎を構成するものについて幅広い議論を開始すること」を提案しつつ、その基本的要素として、精神性、集団主義、愛国心、社会的不正義に対する強い拒絶感を挙げていた。その上でハブリエヴァは、ロシアでは国家が否定的価値観を封じ込め、肯定的価値観を形成する責任を負っていると主張した上で、「上記のような価値観は連邦憲法に明記されるべきであり…もし将来憲法が改正されるならば、それは世界観に関するものになる」と指摘していた⁷⁹。

その後、2020年2月13日と26日にはプーチンと作業部会との会合が行われ、連邦憲法に書き込むべきナショナル・アイデンティティに関する意見交換が実施された。その過程では、男女の結合体としての家族制度に代表される伝統的諸価値の擁護や、大祖国戦争の顕彰に基づく愛国主義などを修正憲法草案に盛り込むことが求められていた。他方で、憲法68条の修正については、

2月13日⁸⁰にウクライナ民族の民族文化自治組織「ロシアのウクライナ民族(украинцы России)」の代表者で、連邦大統領府民族関係評議会のメンバーでもあるボクダン・ベスパリコ⁸¹により提起された。ベスパリコは、一部の共和国では共和国国家語が連邦国家語であるロシア語と「並んで⁸²」用いられておらず、特に教育の場面においてロシア語母語話者の「言語権」が侵害されていると主張した上で、「我が国の最も強力な統合手段の一つであり、我々の祖先の、我々の文明の、最大の文化遺産であるロシア語」の地位強化を提案していた。これに対してプーチンは、「ロシア語はロシアの根本価値であり、国家を形成する要素であることはもちろん、民族間交流語でもある」としつつも、連邦憲法上におけるロシア語の地位強化に対しては、慎重な姿勢をとっていた。

しかし、2月26日⁸³にエルミタージュ美術館館長のミハイル・ピオトロフスキーが提案した憲法68条修正草案では、1項でロシア語は連邦国家語に加えて「ロシア連邦の同権の諸民族の多民族的同盟における国家を形成する民族の言語」としても規定され、新たに追加された4項では、国家がロシア連邦の全ての民族、民族共同体の文化的独自性を保護し、民族文化と言語の多様性を保障することが定められていた。プーチンは、突如として出現した「国家を形成する民族」について、その具体的内容に触れることなく、ピオトロフスキー草案の1項と4項を組み合わせると非常によく機能するだろうと評価するに留めていた。

ここで問題なのは、①連邦憲法上でのロシア語の地位強化という文脈で、なぜ「国家を形成する民族」という用語が登場したのか、②「同権の諸民族の多民族的同盟」と「国家を形成する民族」は矛盾していないか、そして③国家による「全ての民族、民族共同体の文化的独自性の保護」、「民族文化と言語の多様性の保障」とは何を意味するのか、という点である。

第一に、「国家を形成する民族」という用語について。下院での第二読会以前に作業部会で審議されていた保守愛国的諸規定は、2020年1月下旬の段階では連邦憲法の前文に盛り込まれる予定であったが⁸⁴、その過程では、ロシアにおいてロシア民族が果たしてきた特別な役割の明文化についても議論がなされていた。コメルサント紙の報道によると、ロシア共産党、ロシア自由民主党、統一ロシアの国会議員に加えて、モスクワ州議会の数名の議員も修正の提案を行っていたが、それらは共通して、憲法前文の「我々、多民族からなるロシア連邦人民」の修正を求めるものであったという。ロシア共産党の国会議員とモスクワ州議員による提案は、「ロシア民族の国家形成的役割」を強調する一方で、ロシア民族を「同輩中の主席」と位置付けるものであった。他方で、統一ロシアのコンスタンチン・ザトゥーリンとロシア自由民主党のウラジーミル・ジリノフスキーによる提案では、「ロシア民族」と「その他の民族」といった対立軸が明確に表現されており、1990年代後半から続く「ロシアはロシア民族のために」に代表されるロシア民族主義が鮮明に表れていた⁸⁵。しかしその後、2月13日のプーチンと作業部会との会合において、サンクトペテルブルク国立大学法学部の憲法学准教授セルゲイ・ベローフにより、連邦憲法前文を変更する手続きの欠如が指摘されると、プーチンは「必ずしも憲法前文に触れる必要はなく、具体的条文の中にそれらの条項を書き込むことができる可能性があるかもしれない」と応じた⁸⁶。

かくして、連邦憲法前文に書き込まれる前提で議論されていた「国家を形成する民族」は、2月26日のピオトロフスキー提案で、ロシア語の地位を定める憲法68条1項の中に無理矢理押し込

められることになった。その際、ロシア語が「国家を形成する民族の言語」として定められるに留まり、「国家を形成する民族であるロシア民族の言語」として定められなかった理由は明らかにされていないが、当時、タタルスタン共和国議会の議長がロシア民族を「国家を形成する民族」として規定することに苦言を呈していたこと⁸⁷を考慮すると、ロシア民族に直接言及しないことで、批判をかわそうとした可能性が考えられる。

第二に、「同権の諸民族の多民族的同盟」の意味についても、「文明アプローチ」を考慮する必要がある。そこでは、全ての民族が「同権」である前提として、ロシア民族とロシア民族文化の絶対的優位性が念頭に置かれている。そのため、「文明アプローチ」が採られる限り、ロシア民族が「国家を形成する民族」であることと「諸民族平等」は矛盾しないと言える。

第三に、国家による「全ての民族、民族共同体の文化的独自性の保護」、「民族文化と言語の多様性の保障」の解釈に際しても、「文明アプローチ」におけるロシア民族文化の支配的地位を考慮に入れなければならない。そこでは、全ての民族により歴史的に共有されてきたロシア民族文化は、「文明国家＝ロシア」を形作る単一の「文明アイデンティティ」の核心部を占めているとされ、さらに2018年の「戦略」改正を経て、文化的多様性の維持よりも「ロシア・ネーション」の強化に重点を置くことが明らかとなった。それゆえに、非ロシア系諸民族の文化的独自性の保護や文化的言語的多様性の保障が、ロシア語を含むロシア民族文化に対する支援に劣後することは、明白であろう。

5. まとめ：国民概念の変容とその影響

以上の過程を経て、2012年以降大きく変化した国民統合原理は連邦憲法に書き込まれ、憲法アイデンティティとして規定された。修正前の連邦憲法が念頭に置いていた国民概念は、1996年「民族政策のコンセプト」で明確に示されているように、ロシア民族の統合的役割を認めつつも全ての諸民族の「国家形成的役割」を認める点で、「文字通りの諸民族平等」に立脚していた。加えて民族政策においても、ロシア民族文化を核とする「ロシア・ネーション」への統合が非ロシア系諸民族に求められていた一方で、彼らによる「少数派」の差異の権利の主張を積極的に承認する余地が残されていた。しかし、2012年に新たな国民統合原理として「文明アプローチ」が採用されると、「ロシア・ネーション」の核となるロシア民族やロシア民族文化の統合的役割が一層強調されるようになった。その結果、国民概念が依拠する「諸民族平等」の意味も、「ロシア民族固有の国家形成的役割」を前提とするものに変容し、同時に非ロシア系諸民族への「少数派」の差異の権利—特に「言語権」—の保障も大きく後退することになった⁸⁸。この点につき、いくつかの非ロシア系諸民族の民族主義者が反対運動を繰り広げているが、いずれも功を奏しているとは言えない⁸⁹。さらに21（クリミア共和国を含める場合、22）の共和国首長らは、その多くが政権与党である統一ロシアに所属していることもあってか、異を唱えている者はいない。

最後に、「文明アプローチ」が、ロシアという主権国家の枠組みを越えて、大きな影響を与えていることについて付言する。2020年憲法修正を経て新たに追加された連邦憲法69条3項では、「ロシア連邦は、在外同胞に対して、その権利の行使、その利益の擁護の保障および全ロシア的文化アイデンティティ(общероссийская культурная идентичность)の保護を支援する」と規定され

ている。そもそも「在外同胞⁹⁰」とは、1999年5月24日に制定され、2010年7月23日に改正された「在外同胞に対するロシア連邦の国家政策に関する連邦法（以下、在外同胞支援法）⁹¹」の1条2項で、「在外ロシア国民」に加え、「ロシア連邦の領土の外に居住する者で、歴史的にロシア連邦に居住する諸民族に属する者とその子孫」そして「ロシア連邦との精神的、文化的、法的な関係性のために自由な選択を行った者で、その直系親族がロシア連邦領土に居住していた者⁹²」を含む概念として定義されている。

ここで問題となるのは、「在外同胞」概念の第三類型にあたる曖昧模糊でかつ主観的要素を含む定義につき、そこでは誰が念頭に置かれているのかということである。その手がかりとなるのが、「在外同胞」への「言語権」の保障を定めた2010年改正在外同胞支援法5条4項であり、「在外同胞」の「全ロシア的文化アイデンティティ」の保護を謳った修正憲法69条3項である。前者では、ロシアが「在外同胞」に対して「ロシア語、ロシア連邦諸民族語を用いる権利」の保障に関する支援を講じることが定められており、また後者の「全ロシア的文化アイデンティティ」とは、既に明らかにしたように、ロシア民族文化の受容を前提としており、プーチンの「我々」概念を基礎づけている「文明アイデンティティ」と同義である。さらに、作業部会における修正憲法69条3項の審議過程（2020年2月26日）で、プーチンが「全てのロシア民族(русские)とロシア語とロシア民族文化を母語・母文化とする者(носители русской культуры и русского языка)は、外国で自身を『在外同胞』としてみなす権利を有する」と発言している⁹³点を踏まえると、「在外同胞」も「文明アイデンティティ」の担い手としてみなされていると言える。これは、2021年7月15日に公表されたプーチンによる論文「ロシア民族とウクライナ民族の歴史的一体性について⁹⁴」において、ロシア民族、ウクライナ民族、ベラルーシ民族という東スラヴの三民族は、歴史的に見て同一の民族であると主張されたこととも関連している。プーチンによれば、帝政時代にそれらは一つの「ロシア民族」を構成していた一方で、ロシア革命後の1920年代に行われたポリシェヴィキによる民族形成の過程において、三つの民族に分割されたという。

以上の点からは、「在外同胞」は、ロシア民族文化に立脚する「全ロシア的文化アイデンティティ」を共有する者、つまりロシア語とロシア民族文化を母語・母文化とする者として観念される以上、ソ連解体後に分断された「広義のロシア・ネイション⁹⁵」—「狭義のロシア・ネイション＝ロシア国民」と定義するならば—を結びつける概念であることがわかる。これは、2014年以降のウクライナ紛争で鮮明に現れており、プーチンが2014年3月18日の「クリミア編入演説」で、クリミア半島のロシア民族に加えて、東部ウクライナの「ロシア語を母語とするウクライナ国民」の保護者としても振る舞った大きな理由と言える。

注

- * 本稿の執筆にあたっては、筑波大学人間系タスタンベコワ・クアニシ准教授、京都外国語大学外国語学部ミソチコ・グリゴリー准教授から、有益な助言を頂いた。また、2名の匿名査読委員の方からも、査読を通じて貴重なコメントを頂戴した。ここに伏して御礼申し上げます。なお、本稿の内容に関わる全責任は、筆者に帰属します。

＊ ＊ 本稿の執筆にあたっては、JSPS科研費20J12568の助成を受けた。

- (1) ロシア憲法の改正は、「改正(пересмотр)」「修正(поправка)」「変更(изменение)」の3つに区別されるが、今回は「修正」にあたるため、本稿では上野俊彦に倣い、「憲法修正」と表記する。(上野俊彦「憲法修正に関する全ロシア投票をめぐる諸問題」、『ロシアNIS調査月報』2020年9-10号、67-83頁) ちなみに、「修正」とは、第3章から8章まで(第3章「連邦構造」、第4章「ロシア連邦大統領」、第5章「連邦議会」、第6章「ロシア連邦政府」、第7章「司法権および検察」、第8章「地方自治」)の改正のことである。この領域の改正法案の採択の際には下院の3分の2、上院の4分の3の賛成が必要で(憲法108条)、その後、全連邦構成主体の3分の2以上の立法機関での承認が必要とされている。(憲法136条)
- (2) «государствообразующий народ»という用語は、我が国のロシア法、ロシア政治学者による先行研究においては、従来の国民概念を想定しているためか、「国家を構成する人民(溝口修平「ロシア連邦」、初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集(第5版)』三省堂、2020年、302頁、永網憲悟「2020年ロシア憲法改正プロセス」、『亜細亜大学アジア研究所紀要』第47号、2021年、16頁)」、「国家を構成する国民(上野俊彦「日露対訳『ロシア連邦憲法修正法 第1条』 http://uenot.g1.xrea.com/material/constitution_amend_1RJ.pdf (2022年2月28日参照)」、「国家を形成する国民(竹森正孝「ロシア連邦憲法とプーチン改憲案」『ロシア・ユーラシアの社会』2020年7-8月号、33-34頁)」と訳されている。その一方で、旧ソ連諸国の教育制度を研究対象とする比較教育学者のタスタンベコワ・クアニシは、「国家を形成する民族」と訳している(タスタンベコワ・クアニシ「多言語教育政策の現状と課題—母語教育保障、国民統合とグローバル化対応の葛藤」、嶺井明子・岩崎正吾・澤野由紀子・タスタンベコワ、クアニシ編『現代ロシアの教育改革—伝統と革新の<光>を求めて』、東信堂、2021年、132頁)。筆者は、タスタンベコワのように、「国家を形成する民族」と訳すべきであると考え。その根拠については、本文において示す。
- (3) 永網憲悟「2020年ロシア憲法改正プロセス—プーチン個人統治体制の完成—」、亜細亜大学『アジア研究所紀要』第47号、2021年、17頁、下斗米伸夫『新危機の20年：プーチン政治史』、朝日新聞出版、2021年、330頁。
- (4) Заключение Конституционного Суда Российской Федерации о соответствии положениям глав 1, 2 и 9 Конституции Российской Федерации не вступивших в силу положений Закона Российской Федерации о поправке к Конституции Российской Федерации совершенствовании регулирования отдельных вопросов организации и функционирования публичной власти, а также о соответствии Конституции Российской Федерации порядка вступления в силу статьи 1 данного Закона в связи с запросом Президента Российской Федерации от 16 марта 2020 г. N 1-3.
- (5) 塩川伸明『多民族国家ソ連の興亡Ⅲ ロシアの連邦制と民族問題』、岩波書店、2007年、11-12頁。
- (6) 溝口修平「ロシアの非対称な連邦制—その制度的起源—」、『ロシア・東欧研究』41号、2012年、63-64頁。
- (7) 溝口によると、連邦制の非対称性は必ずしも中央・地方関係の遠心化をもたらすのではなく、中央と地方が個別に交渉を進めることで、地方の力を分断し、中央が優位に立つことも論理的

- には可能であるという。しかし、ロシアの場合は、連邦制の非対称性が中央政府による一貫した政策の遂行を困難にしたという意味で、連邦制の非対称性が遠心化を助長したという（前掲溝口2012、64頁）。
- (8) ロシアの主権宣言における「諸民族の自決権」は分離独立を意味する「外的自決権」ではなく、ロシア内部の既存の民族国家体の地位向上や文化自治といった「内的自決権」を意味する（渋谷謙次郎「ロシア多民族連邦制における遠心化と求心化—その問題点—」、『比較法学』37巻2号、2004年、27頁）。
- (9) 渋谷は、「ロシア民族の自決権」が採用されなかった理由につき、「ロシア内部に存在する様々な非ロシア系自治共和国や自治州などの離反を招く恐れ」が危惧されていたことを指摘している（渋谷謙次郎「現代ロシアの国家統一と民族関係立法（二）」、『神戸法学雑誌』53巻1号、2003年、73頁）。
- (10) 横手慎二『現代ロシア政治入門：第1版』、慶應義塾大学出版会、2016年、60頁。
- (11) 詳細については、前掲塩川2007、第1章を参照。
- (12) 前掲横手2016、60-61頁。
- (13) 前掲渋谷2003、88-89頁。
- (14) 前掲塩川2007、50-54頁。
- (15) 前掲溝口2012、68頁。
- (16) 1992年6月4日に、イングーシ共和国の設置に関する法律（Закон РФ «Об образовании Ингушской Республики в составе Российской Федерации» от 04 июня 1992 года № 2927-1が制定されたことで、イングーシ共和国とチェチェン共和国は分離された。
- (17) 前掲横手2016、61頁。
- (18) 前掲溝口2012、69頁。
- (19) 前掲横手2016、61-62頁。
- (20) 小杉末吉によると、1994～1995年の共和国との条約交渉段階(7条約)では、「ソ連崩壊以降ロシアにおける憲法改革と新たな国家（連邦）構造の確立という喫緊の問題に取り組む中で、主として共和国の協力が必要」とされていたため、共和国は「連邦憲法及び連邦条約の規定にかかわらず（すなわち、関係なしに）、自らに有利なかたちでの条約締結」を行うことができたという。（参照：小杉末吉『ロシア—タタルスタン権限区分条約論』、中央大学出版部、2019年、172-176頁）
- (21) 上野俊彦「ロシアにおける連邦制改革：プーチンからメドヴェージェフへ」、『スラブ・ユーラシア研究報告集2』、2010年、4-5頁。
- (22) Президент РФ Ельцин Б. Н. Послание Президента Российской Федерации Федеральному Собранию «Об укреплении Российского государства» от 24 февраля 1994.
- (23) В.А.Тишков «Россия — это нация наций», *Единство в многообразии*. Издат. центр ОГАУ, 2008, стр.175–176.
- (24) Тишков, 2008, там же, стр. 178.
- (25) Тишков, 2008, там же, стр. 176–177.

- (26) Независимая газета, 26 сентября 1992. (出典 : <https://yeltsin.ru/archive/periodic/53070/>, 2022年1月11日参照)
- (27) В. А. Тишков «Очерки теории и политики этничности в России», институт этнологии и антропологии РАН, 1997, стр. 151, 前掲渋谷2003、81頁。
- (28) Указ Президента Российской Федерации от 15.06.1996 г. № 909 «Об утверждении Концепции государственной национальной политики Российской Федерации»
- (29) この2日後の1996年6月17日には「民族的文化自治に関する法律」が制定されている。
(Федеральный закон «О национально-культурной автономии» от 17.06.1996 N 74-ФЗ.)
- (30) Тишков, 1997, там же, стр. 157-159.
- (31) Тимур Алиев «Исход русских из Чечни» (<https://polit.ru/article/2007/12/17/escape/>, 2022年1月11日参照)
- (32) В. А. Тишков, «Стратегия государственной национальной политики. История дискурса», *Феномен этнического конфликта: междисциплинарный подход и общественные практики. Опыт предупреждения и урегулирования конфликтов*/ Ред. Тишков В. А. Степанов В. В. – Москва: ИЭА РАН, 2018, стр.18.
- (33) ムヒナ・ヴァルヴァラ「ソビエト連邦解体以降のロシアにおける民族政策と帰属意識について:『我々』と『他者』の境界線を巡って」『上智大学外国語学部紀要= Bulletin of the Faculty of Foreign Studies, Sophia University』52号、2017年、44-46頁。
ムヒナによると、国内パスポートの民族帰属欄によって差別を受ける民族と優遇を受ける民族が現れたため、「ソヴィエト人民」概念が謳われていたブレジネフ期には、一時期削除が検討されていたという。しかし、当時は中央政府の影響力が低下しつつあったこともあり、当該計画は優遇を受ける側にあった民族共和国の反対によって頓挫したという。
- (34) В. А. Тишков «Национальность и паспорт», *Этнология и политика*, изд. Наука, 2001, стр. 93-97.
- (35) Определение Конституционного Суда РФ от 16.07.2013 N 1221-О «Об отказе в принятии к рассмотрению жалобы гражданина Платыгина Олега Юрьевича на нарушение его конституционных прав положением о паспорте гражданина Российской Федерации»
- (36) Указ Президента РФ от 13.03.1997 N 232 «Об основном документе, удостоверяющем личность гражданина Российской Федерации на территории Российской Федерации»
- (37) Постановление Правительства РФ от 08.07.1997 N 828 «Об утверждении Положения о паспорте гражданина Российской Федерации, образца бланка и описания паспорта гражданина Российской Федерации»
- (38) S. Arkturk "Regimes of Ethnicity and Nationhood in Germany, Russia, and Turkey." Cambridge University Press, 2012, p.240.
- (39) https://www.ng.ru/politics/1999-12-30/4_millennium.html (2022年1月11日参照)
- (40) Blakkisrud, Helge. "Blurring the boundary between civic and ethnic: The Kremlin's new approach to national identity under Putin's third term.", *The New Russian Nationalism: Imperialism, Ethnicity and*

- Authoritarianism 2000–2015*”, Edinburgh University Press, 2016, p.251.
- (41) 詳細については、前掲上野（20210）を参照。
- (42) その後、2012年にプーチンが大統領職に返り咲くと、連邦構成主体首長の選出方法は公選制へと戻された一方で、選挙に際して大統領と候補者を擁立する政党もしくは候補者との事前協議を行うことができるとする、いわゆる「大統領フィルター」が設けられた。
（参照：油本真理「ロシア：中央地方関係の変遷と地方議会選挙」、山田紀彦編『権威主義体制下の地方議会選挙研究会中間成果』、2020年、110-111頁）
- (43) 中馬瑞貴「ロシアの中央・地方関係をめぐる政治過程：権限分割条約の包括的な分析を例に」、『スラヴ研究』56号、112頁以下、前掲小杉2019、第5章参照。
- (44) 前掲小杉2019、209-211頁。
- (45) 前掲小杉2019、第9章参照。
- (46) Valerie Sperling “Making the public patriotic: militarism and anti-militarism in Russia”, in *Russian Nationalism and the National Reassertion of Russia*. edited by Marlène Laruelle. New York: Routledge, 2009, p.219.
- (47) Sperling, 2009, *ibid*, pp. 219-221.
- (48) 独ソ戦（1941-1945）のソ連/ロシアにおける呼称。
- (49) 西山美久『ロシアの愛国主義：プーチンが進める国民統合』、法政大学出版局、2018年、第1章参照。
- (50) 前掲西山2018、第4章参照。
- (51) 前掲西山2018、172-173頁。
- (52) 中村裕「書評：西山美久著『ロシアの愛国主義—プーチンが進める国民統合—』」、『アジア経済』60巻1号、2019年、94頁。
- (53) Э. А. Паин, «Этнополитический маятник: Динамика и механизмы этнополитических процессов в постсоветской России», Институт социологии РАН, 2004.
- (54) Паин, 2004, там же, стр. 182–184.
- (55) Паин, 2004, там же, стр. 192–193.
- (56) Паин, 2004, там же, стр. 197.
- (57) Паин, 2004, там же, стр. 184–186.
- (58) 渋谷謙次郎「ロシア多民族連邦制と『多文化主義』」、飯田文雄編『多文化主義の政治学』、法政大学出版局、2020年、240-242頁。
- (59) Blakkisrud, 2016, *op.cit.* p.251.
- (60) 西山によると、「ナシ」とは、グローバル化が進む中、若者がロシア的価値観ではなく西側の価値観に基づいてアイデンティティを形成する可能性を危惧した政治エリートにより、ナチス・ドイツの親衛隊である「ヒトラー・ユーゲント」やソ連時代の「コムソモール」に倣って2005年に設立され、その後2013年に活動を停止した官製青年組織であるという。そこでは若者層の愛国心を醸成し、ロシアの価値観に基づくアイデンティティを形成することが目指されていたという。（前掲西山2018、16-17頁、285-287頁参照。）

- (61) Blakkisrud, 2016, op.cit. pp. 252-253.
- (62) Blakkisrud, 2016, ibid, p. 253.
- (63) Blakkisrud, 2016, ibid, pp. 255-256.
- (64) Paul Chaisty and Stephen Whitefield "Putin's nationalism problem." in *Ukraine and Russia: People, politics, propaganda and perspectives*, edited by Agnieszka Pikulicka-Wilczewska & Richard Sakwa, 2015, pp.158-159.
- (65) Paul Chaisty and Stephen Whitefield "Forward to democracy or back to authoritarianism? The attitudinal bases of mass support for the Russian election protests of 2011-2012", *Post-Soviet Affairs*, 2013, pp. 1 -17, Chaisty and Whitefield, 2015, ibid, pp.159-160
- (66) https://www.ng.ru/politics/2012-01-23/1_national.html (2022年1月11日参照)
- (67) 前掲渋谷2020、243-245頁。
- (68) Олег Неменский «Наследие и выбор», *Вопросы национализма*, 1 (9) , 2012, стр.17-21.
- (69) Blakkisrud, 2016, op.cit. p.251.
- (70) Указ Президента РФ от 19.12.2012 N 1666 «О Стратегии государственной национальной политики Российской Федерации на период до 2025 года»
- (71) В. А. Тишков, «Стратегия государственной национальной политики. История дискурса», *Феномен этнического конфликта: междисциплинарный подход и общественные практики. Опыт предупреждения и урегулирования конфликтов*/ Ред. Тишков В. А. Степанов В. В. – Москва: ИЭА РАН, 2018, стр.20.
- (72) Тишков, 2018, там же, стр.25-26.
- (73) Тишков, 2018, там же, стр.25.
- (74) <http://www.kremlin.ru/events/councils/by-council/28/53173> (2022年1月11日参照)
- (75) <https://www.kommersant.ru/doc/3580662> (2022年1月11日参照)
- (76) Указ Президента Российской Федерации от 06.12. 2018 № 703 "О внесении изменений в Стратегию государственной национальной политики Российской Федерации на период до 2025 года, утвержденную Указом Президента Российской Федерации от 19 декабря 2012 г. № 1666"
- (77) 2020年憲法修正の審議過程については、前掲永綱2021が詳しい。
- (78) 前掲永綱2021、11-17頁。
- (79) <https://ria.ru/20190514/1553478995.html> (2022年1月11日参照)
- (80) <http://kremlin.ru/events/president/news/62776> (2022年1月11日参照)
- (81) 2月13日の会合において、彼は「イレデンティズムの権利」に言及しつつ、ウクライナとベラルーシをロシアに「再統合」することを主張していた。
- (82) 憲法68条2項（1993年憲法制定時より修正なし）の後段では、「共和国の国家権力機関、地方自治機関、国家施設において、共和国の国家語は、ロシア連邦の国家語と並んで用いられる」と規定されている。
- (83) <http://www.kremlin.ru/events/president/news/62862> (2022年1月11日参照)
- (84) <https://www.interfax.ru/russia/693377> (2022年1月11日参照)

- (85) <https://www.kommersant.ru/doc/4261608> (2022年1月11日参照)
- (86) <http://www.kremlin.ru/events/president/news/62776> (2022年1月11日参照)
- (87) <https://www.kommersant.ru/doc/4276214> (2022年1月11日参照) 左記事を執筆したキリル・アントノフ記者によると、タタルスタン共和国は修正憲法68条1項につき真っ向からの批判は避けており、その代わりに共和国のイスラム教指導者であるムフティーの口を通じて不満や反対の意向が語られているという。
- (88) この問題については、別稿にて改めて取り上げる。
- (89) タタル民族主義団体の「全タタル社会センター」が、「カザン防衛者記念日 (Хәтер көне, День памяти защитников Казани)」に合わせて2021年10月15日に開催した街頭ピケでは、その幹部の一人であるアブドゥラズヤン・ザリャロフが、連邦憲法修正68条1項を批判しつつ、タタルスタン共和国議会はタタル民族をタタルスタン共和国の「国家を形成する民族」として認める法律を制定すべきだと主張していた。その結果、「全タタル社会センター」は、ロシア民族とタタル民族の間における民族憎悪を扇動したとして、行政違反法典20.3.1条に基づき、25万ルーブルの罰金を課されることになった。(参照：<https://www.kommersant.ru/doc/4276214>, 2022年1月11日参照)
- (90) 「在外同胞」概念の変遷については、竹内大樹「ロシアによる『我々』と『他者』理解－『在外同胞』概念を素材として－」、『社会体制と法』18号、2020年、79-95頁を参照。
- (91) Федеральный закон «О государственной политике Российской Федерации в отношении соотечественников за рубежом» от 24.05.1999 N 99-ФЗ
- (92) 在外同胞支援法1条2項では、「ロシア連邦領土に居住していた直系親族」には、①ロシア以外の旧ソ連諸国に住んでいた旧ソ連国民で、当該国家の国籍を取得した者または無国籍となった者、②ロシア国家(российское государство)、ロシア共和国(российская республика)、ロシア・ソヴィエト社会主義連邦共和国、ソ連、ロシア連邦の国民であった者で、外国の国籍を取得または無国籍となった者が含まれるとされている。
- (93) <http://www.kremlin.ru/events/president/news/62862> (2022年1月11日参照)
- (94) <http://kremlin.ru/events/president/news/66181> (2022年1月11日参照)
- (95) 「分断されたネイション」としての「ロシア・ネイション」に関して詳述したものとして、Laruelle, Marlene. "Russia as a "Divided nation," from compatriots to crimea: A contribution to the discussion on nationalism and foreign policy." *Problems of Post-Communism* 62.2, 2015, pp. 88-97 が挙げられる。